

戸田市元気ケア推進事業所認証制度（戸田市要介護度改善奨励制度）募集要項【公募部門】

1 本制度の目的

要介護度の改善に努め、一定の効果を出している介護事業所に加え、介護サービスの提供に当たって創意工夫に溢れた取組を行っている介護事業所を評価し、認証することで、自立支援・重度化防止に向けたサービスの促進と質の向上を図るものです。

2 認証対象事業所

下記の要件を満たす事業所を対象事業所とします。

- (1) 戸田市内で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた事業所であって、指定を受けてから3年以上経過している事業所であること。
- (2) 市で定める欠格事項に該当しないこと。
- (3) 本人の生活の質（介護度）改善のため、以下のような工夫を凝らした取組を令和4年4月から令和5年3月までの間に実施していること。
 - ①生産性向上に係る取組（人材育成のための取組、業務能率が向上する取組（ICTや介護ロボットの活用）等）
 - ②介護サービスの質の向上に資する取組（要介護度の維持・改善のための取組、利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重した取組、利用者の日頃の努力ややる気を評価・奨励する取組等）

3 応募方法

期限内にメール、FAX 又は郵送で御提出ください。

- (1) 提出書類
 - ・取組提出票（様式2）
 - ・欠格事項不該当誓約書（様式3）
- (2) 応募期間
令和5年7月3日（月）から7月31日（月）まで（必着）

4 書類提出から認証までの流れ

- (1) 確認：対象事業所に該当するか確認を行います。（提出から随時）
- (2) 評価：提出書類を基に認証に適切か評価を実施します。（9月上旬）
- (3) 結果の通知：認証可否について、結果を通知します。（9月中～下旬）

5 評価指標

別紙に定める指標に基づき評価を実施します。

6 認証事業所について

- ・認証ステッカーを交付します。
- ・認証事業所について上限3回まで表彰を実施します。(10月に実施予定)
- ・認証事業所名及び表彰式の様子を市の広報媒体で周知します。
- ・市役所及び包括支援センター等で配布している「介護保険サービス事業所マップ」に、認証事業所であることを掲載します。
- ・好事例については、市の広報媒体に掲載する場合があります。

7 認証期間

認証の期間は令和5年10月1日から1年間です。

8 欠格事項

他の要件を満たす事業所であっても次に掲げる事項に該当する事業所は認証の対象としません。

- (1) 過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った事業所
- (2) 過去5年間に不正請求や事件(虐待など)により行政処分又は刑事処分を受けた事業所
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった事業所
- (4) 指定効力停止以上の行政処分を受けた事業所
- (5) 社会保険・労働保険料に未納がある事業所
- (6) 公序良俗に反する事業を行った事業所

9 認証等の取消

認証事業所が次に掲げる事項に該当する場合には、認証及び表彰を取り消すことができるものとします。

- (1) 欠格事項に該当するとき
- (2) 提出された書類等に虚偽の記載があったことが判明したとき
- (3) その他、認証の継続が適切でないと判断されるとき

10 問合せ及び書類提出先

〒335-8588

戸田市上戸田1-18-1

戸田市 健康福祉部 健康長寿課 地域包括ケア担当 宛

TEL: 048-441-1800 (内 292) / FAX: 048-444-5588

E-mail: chojukaigo-care@city.toda.saitama.jp